

財務省

表12-4 財務省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

政策ごとの評価結果については、

総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.htm

1) を参照されたい。

また、政策評価の結果の政策への反映状況は、以下の一覧のとおりである。

1 事後評価

表12-4-(1) 実績評価方式により事後評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長及び社会保障改革とともに財政健全化を推進し、「財政運営戦略」に基づき、国・地方の基礎的財政収支について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化する等の財政健全化目標達成に向け、着実に財政状況の改善が図られるよう、歳出・歳入両面において最大限の努力を行う	<p>【引き続き推進】</p> <p>政府としては、我が国の厳しい財政状況を踏まえ、平成25年度予算編成に当たっては、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、税収が公債金を上回る状況を回復させるとともに、一般会計のプライマリーバランスを着実に改善させた。</p> <p>また、我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、財政健全化目標の達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組むこととした。</p>
2	我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に応えるため、税制の抜本的な改革に取り組む	<p>【引き続き推進】</p> <p>税制については、社会保障・税一体改革の具体化に向けて検討を行い、平成24年8月10日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」が、平成25年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」が国会で成立した。</p>
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む	<p>【引き続き推進】</p> <p>① 国債管理政策</p> <p>我が国の財政は、過去に例を見ない厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれているが、国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方にに基づき、国債管理政策を運営した。</p> <p>② 財政投融资</p> <p>各年度の財政投融资計画の編成においては、必要な事業への資金供</p>

		<p>給を確保しつつ、政策的必要性、民業補完性や償還確実性の観点から徹底的に見直し、対象事業の重点化・効率化を図った。</p> <p>③ 国有財産 国有財産については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地方公共団体等と連携を図り、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の管理・運用の最適化の推進などを含む、その適正な管理や有効活用等に取り組んだ。</p>
4	<p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p>① 金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用 金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携をとりつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用や迅速かつ的確な金融危機管理に努めた。</p> <p>② 通貨の偽造・変造の防止 通貨の偽造・変造の防止について、引き続き、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人造幣局、日本銀行、警察当局及び税関当局等とも連絡を密にし、通貨の偽造・変造を防止する環境を整備するとともに、海外の通貨当局との連携を図った。</p>
5	<p>我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p>① 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組 我が国は、G20、G7等の枠組みにおける積極的貢献を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、開発・貧困削減、気候変動、アジアにおける地域金融協力の強化やテロ資金対策等の諸問題への取組を行った。</p> <p>世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定については、欧州の政府債務問題の解決に向けた取組を行うとともに、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を実現するため、各国と協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進めてきた。</p> <p>また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等について、各国の理解が高まるよう取り組んだ。IMFに関しては、危機予防・対処の両面からIMFが引き続き重要な役割を果たせるよう、我が国は、資金基盤の強化やサーベイランス機能の強化についての議論に積極的に参画した。さらに、新しいNABの主要貢献国として、また、IMFに対する600億ドルの資金貢献を他国に先駆けて表明すること等を通じ、我が国はIMFの資金基盤の拡充・確保を支援した。平成24年10月には東京でIMF・世銀総会が開催されるなど、IMFや関係機関等との協力を一層進めた。</p> <p>アジアにおける地域金融協力の強化については、平成24年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議（於：マニラ）において、チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）の強化策に合意し、ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）の組織強化や国際機関化に向けた準備を進めた。また、アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）では、信用保証・投資ファシリティ（CGIF）における保証案件の組成やASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）における域内での債券共通発行プログラムの策定等に取り組んだ。APECなどの地域協力の枠組みにおいても、その特色を踏まえた地域協力への取組を推進していった。平成23年12月に日中首脳間で合意された日中金融協力の強化については、平成24年6月、東京市場</p>

と上海市場で円と人民元の直接交換取引が開始された。

テロ資金対策については、各国がF A T F 勧告に則った取組を進める一方で、テロリスト等が取組の脆弱な部分を悪用する可能性が指摘されており、G 7 の協調等を通じて国際的な対策を積極的に講じた。

ODAについては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施した。

MDB s については、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDB s の政策に反映させるとともに、我が国の開発援助にMDB s の専門的知見や人材を活用してきた。また、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDB s の取組を積極的に支援してきた。さらに、IMFやMDB s において、日本人スタッフの増加を含む職員の多様性確保に取り組んだ。

気候変動については、資金に関する国連の気候変動交渉を踏まえながら、二国間・多国間の支援を引き続き実施した。具体的には、我が国が主要な拠出国となっているGEF及びCIFの運営や、気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）で基本設計文書に合意した緑の気候基金（GCF）について、理事会への参加を通じ詳細設計に係る議論に積極的に参画した。その他、島嶼国の気候変動対策支援等にも取り組んだ。

② 関税に関する国際的な取組

多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国の関心や懸念にも配慮しながら、WTOドーハ・ラウンド交渉へ積極的に取り組みつつ、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進した。

また、「包括的経済連携に関する基本方針」及び「日本再生の基本戦略」等に沿って、幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めた。

アジア太平洋地域においては、日豪のEPA交渉を推進し、日カナダ、日モンゴル、日コロンビアのEPA交渉を開始し推進した。さらに、日中韓FTA及びRCEP（東アジア地域包括的経済連携）については、平成24年11月に交渉開始が宣言された。また、アジア太平洋地域以外では、EUとのEPA交渉開始に合意した。環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、交渉参加に向けた関係国との協議を行ってきているところであり、平成25年3月には我が国の交渉参加が表明された。

③ アジア成長戦略の推進（新成長戦略）

新成長戦略の柱の1つであるアジア経済戦略について、財務省は関係省庁と連携しつつ、積極的に推進した。

とりわけ、我が国システムの海外展開の促進のため、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用やJBICの投資金融などの枠組みの活用を通じて、ファイナンス面から支援した。平成24年4月、JBICが日本政策金融公庫から分離して新たな組織となったことを受け、我が国企業による海外事業展開がより積極的に行われるよう財務省としても支援した。

また、アジア債券市場の構築支援を通じ、アジア域内の貯蓄をアジアの成長に向けた投資につなげるための取組を更に推進した。

6	<p>総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p>デフレ不況から脱却し、雇用や所得を拡大させ、強い日本経済を取り戻すため、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」を一体的かつ強力に実行している。まず、デフレ脱却と経済成長の実現に向け、日本銀行と政策連携を強化し、一体となった取組として、平成25年1月22日に共同声明を取りまとめた。次に、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）に基づき、「復興・防災対策」、「成長による富の重点化」、「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点化した平成24年度補正予算を編成し、その速やかな執行に努めるとともに、いわゆる「15ヶ月予算」の考え方の下、平成24年度補正予算と一体的なものとして平成25年度予算を編成した。平成25年度税制改正について、「平成25年度税制改正の大綱」（平成25年1月29日閣議決定）に基づき、「所得税法等の一部を改正する法律案」を提出し、同法律案は、平成25年3月29日に成立した。さらに、政府は、日本経済の競争力と成長力の強化に向け、大胆な規制・制度改革を含む野心的な成長戦略を本年半ばを目途に取りまとめることとしている。</p> <p>一方、いつまでも財政出動を続けるわけにはいかず、依然として非常に厳しい我が国財政の現状も踏まえ、日本の財政に対する信認を確保することも重要である。「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）において、平成27年度（2015年度）までに国・地方のプライマリーバランスの赤字の対GDP比を平成22年度（2010年度）の水準から半減し、平成32年度（2020年度）までに国・地方のプライマリーバランスを黒字化するとの方針を決定した。また、本基本方針において、今後は、財政健全化と日本経済再生の双方を実現する道筋について、経済財政諮問会議において検討を進めていくこととしている。平成25年度予算編成については、4年振りに税収が公債金を上回る状態を回復するなど、プライマリーバランスを着実に改善させ、財政健全化目標の達成に向けた第一歩となる予算とした。なお、社会保障・税一体改革については、社会保障・税一体改革関連法案が平成24年8月10日に成立した。</p>
7	<p>重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p>平成25年度予算編成に当たっては、緊急経済対策に基づく平成24年度補正予算と同様に、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点化するとの方針に基づいて、重点的な配分を行った。また、老朽化対策など国民の命と暮らしを守る公共事業予算や国民の安心のための防衛予算を充実させる一方で、生活保護や地方公務員給与等についての適正化・見直しや、給与改定臨時特例法に基づく給与減額支給措置など国家公務員等の人件費削減を行うとともに、予算執行調査、政策評価、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用に努めるなど、予算の効率化を図った。こうした取組を通じて、4年振りに税収が公債金を上回る状態を回復させるとともに、プライマリーバランスを着実に改善させ、財政健全化目標の達成に向けた第一歩となる予算とした。</p> <p>また、復興関連予算は、「流用」等の批判を招くことがないように、使途の厳格化を行うとともに、平成27年度までの復興財源フレームを見直し、復興財源に対する被災地の不安を払拭することとした。</p> <p>なお、長引く円高・デフレ不況の下、「日本経済再生に向けた緊急経済</p>

		<p>対策」を実施するため、平成24年度補正予算を編成した。</p> <p>広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やホームページ等の多様な媒体によって、積極的に行った。</p> <p>平成25年度予算概算要求額：2,641,884千円</p>
8	必要な歳入の確保	<p>【引き続き推進】</p> <p>一般会計及び特別会計について、歳出・歳入両面にわたって徹底的に見直し、歳入面において、税収の適切な見積りに努めるとともに、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限り税外収入の確保に努めた。</p> <p>また、税収の適切な見積り等について、「租税及び印紙収入予算の説明」やホームページにおいて開示し、説明責任の向上に努めた。</p>
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	<p>【引き続き推進】</p> <p>予算執行に関する情報開示を充実し、適正かつ効率的な予算執行を確保することは重要な課題であると考えており、引き続き、法令及び予算に則った予算執行に係る各手続の適切な審査や各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修等の効果的な実施、入札契約の改善や随意契約の適正化の推進に努めた。</p> <p>また、予算執行調査を着実に実施することとし、徹底した予算の効率化が図られるよう、様々な視点から、より深度のある調査の実施に努めた。</p> <p>平成25年度予算概算要求額：5,198,002千円</p>
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	<p>【引き続き推進】</p> <p>財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要であると考えており、年度途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、官報やホームページ等を活用することにより、国民及び国会に対し適時適切に報告した。</p> <p>また、平成23年度歳入歳出決算については、平成22年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院に早期に送付し、平成24年11月16日に国会に提出した。</p>
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	<p>【引き続き推進】</p> <p>(1) 地方財政計画</p> <p>「平成25年度地方財政計画」については、震災復興特別交付税を措置するなど、震災対応に万全を期すほか、「平成25年度予算編成の基本方針」に沿って、国の歳出の取組と基調を合わせて、給与関係経費をはじめとする歳出各分野にわたる抑制を図るとともに、25年度の地方の一般財源総額については、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保するため、24年度と同水準を確保した。</p> <p>(2) 地方税制改正</p> <p>平成25年度地方税制改正については、成長と富の創出に向けた生産等整備投資促進税制の創設や研究開発税制の拡充等の税制上の措置等を講じることとした。また、社会保障・税一体改革の着実な実施に向け、住宅取得等に係る税制上の措置等を講じるほか、復興支援のための税制上の措置を講じることとした。その際、国税・地方税を通ずる諸課題などについて、総務省と調整を行った。</p> <p>(3) 地方債計画の策定及び地方債同意等協議</p> <p>「平成25年度地方債計画」については、総務省との協議によって、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、必要性の高</p>

		<p>い分野への重点的な投資を行えるよう、所要の地方債の資金の確保を図ることとした。</p> <p>(4) 国庫補助負担金</p> <p>地方公共団体に対する国庫補助負担金については、社会保障関連の国庫補助負担金が平成24年度当初予算比で0.5兆円増加した。その一方で、「地域自主戦略交付金」が廃止され、各省庁の交付金等に移行したこと等に伴い、その他事項経費については0.4兆円減少した。平成25年度予算における総額は一般会計・特別会計を合わせて23.9兆円（復興特別会計計上分を除くと22.1兆円）となった。</p>
12	<p>公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p>(1) 国の財務書類の作成・公表等</p> <p>「国の財務書類」については、平成21年度分に引き続き、充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対するわかりやすい説明に努めた。「特別会計財務書類」については、会計検査院の検査を経た上で国会へ提出した。さらに「省庁別財務書類」についても、各省庁よりの確かな財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行った。また、「財務書類作成システム」の運用等により、財務書類の作成・公表の早期化等を図った。</p> <p>行政担当者自らのコスト意識の醸成、経年変化の分析や他事業との比較を通じた効率化への取組推進、国民の行政活動に関する理解の促進のための「政策別コスト情報」を各省庁が作成・公表するにあたって、的確な情報開示が行われるように必要な助言等を行った。</p> <p>(2) 特別会計改革</p> <p>特別会計改革については、平成25年1月24日に閣議決定された「平成25年度予算編成の基本方針」において、更なる特別会計改革の具体的内容と実施時期を定めた「特別会計改革の基本方針」（平成24年1月24日閣議決定）を当面凍結しつつ、特別会計の見直しについて引き続き検討し、改革に取り組むこととしており、これに沿って対応した。</p> <p>平成25年度予算概算要求額：10,500千円</p>
13	<p>我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p>① 我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築</p> <p>税制の抜本的な改革については、社会保障・税一体改革の具体化に向けて検討を行い、平成24年8月10日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」が国会で成立した。</p> <p>年度改正については、我が国の経済・社会の構造変化に対応し、我が国の喫緊の課題に応えるため、税制改正作業等に取り組み、平成25年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」が国会で成立した。</p> <p>② 税制改正についての広報の充実</p> <p>税の意義・役割、税の使途、税制の現状と課題、税制改正の内容など、税制全般に対する国民の理解・納得が深まるよう、幅広い媒体を活用し、広報活動の一層の充実を図った。</p> <p>③ 政策評価の活用</p> <p>租税特別措置を含めた税制改正を行うに当たって、要望時において各府省庁に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省庁が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に</p>

		<p>向けた各府省庁等との議論の材料とした。</p> <p>平成25年度予算概算要求額：205,937千円</p>
14	<p>国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p>我が国の財政は、過去に例を見ない厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれているが、国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方にに基づき、国債管理政策を運営した。</p> <p>① 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行計画の策定</p> <p>国債発行については、市場のニーズ・動向等を踏まえ平成23年12月に策定した平成24年度国債発行計画に沿って発行し、必要とされる財政資金を確実に調達した。また、年度途中の財政需要の変更や、市場の状況等を踏まえ、平成24年度発行計画の見直しを行った。平成25年度国債発行計画については、市場のニーズ・動向等を踏まえ、国債の発行年限のバランスのとれた計画を策定した。さらに、平成24年度においても、「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」等の場を通じた市場との対話をきめ細かく行った。</p> <p>② 国債市場の流動性維持・向上</p> <p>国債発行当局として、市中からの買入消却や流動性供給入札など、国債市場の流動性向上に向けた施策を実施しているが、平成24年度においても、引き続き国債市場の流動性維持・向上に向けたこれらの取組を実施した。</p> <p>③ 保有者層の多様化</p> <p>個人投資家については、平成24年度において、「個人向け復興応援国債」の販売等により、引き続き個人の国債保有の促進に向けた取組を実施した。</p> <p>海外投資家については、日本国債、日本経済・財政等に関する海外投資家の正しい理解を促し、そうした投資家とのネットワークを構築・維持するほか、直接投資家を訪問する以外にも、メール、電話会議等を活用しつつ、より一層積極的なコミュニケーションに努めた。</p> <p>④ 国債に係る広報・広告の充実</p>

		<p>平成24年度においても、国債の安定消化を確保する等の観点から、国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、積極的にホームページ等を通じた情報発信や広報活動に引き続き努めた。</p> <p>平成25年度国債整理基金特別会計予算概算要求額：206,414,644,649千円 平成25年度予算概算要求額：24,643,019,422千円</p>
15	<p>財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p>① 各年度の財政投融資計画の編成においては、各府省庁・各機関より提出された政策評価や政策コスト分析を活用し、政策的必要性、民業補完性の観点から毎年度見直しを行い、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、国民のニーズや社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要な事業への資金供給を確保した。</p> <p>② 財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行った。また、引き続き適切なALMに取り組むこと等により、可能な限り金利変動リスクの低減に努めた。また、政策コスト分析の活用、公表に引き続き取り組んだ。</p> <p>③ 財政投融資について、国民の理解を一層深め、運営に対するチェックを容易にするため、平成22年4月16日に取りまとめた財政投融資の透明性の向上についての実施プランに基づき、PDCAの各段階において、情報開示の拡充や実地監査等の充実などにより、引き続き透明性の向上に徹底的に取り組んだ。</p> <p>平成25年度財政投融資特別会計（財政投融資資金勘定、投資勘定）予算概算要求額：34,152,986,463千円</p>
16	<p>国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p>国民共有の貴重な財産である国有財産については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した有効活用を図っていくこととし、以下のとおり国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組んだ。</p> <p>① 行政財産等の監査</p> <p>現地における深度ある監査を推進し、国有財産の監査の充実・強化を図った。</p> <p>具体的には、</p> <p>(1) 市街地に所在する道路、河川等の公共用財産及び当該公共用財産を管理する公用財産等を対象に、その目的に応じた機能の発揮の実態を把握し、未利用国有地の洗い出し及び空きスペースの創出の観点から一体的な監査を実施した。</p> <p>(2) 各省各庁が所管する特別会計所属の普通財産を対象に、管理处分の適正化や売却の促進等を図る観点から、監査を実施した。</p> <p>(3) 各省各庁が所管する庁舎等及び省庁別宿舎の公用財産を対象に、組織の改編・統廃合等に伴って生じる土地及び建物の非効率的な利用に対し、未利用国有地の洗い出し及び空きスペースの創出など有効活用を促進する観点から監査を実施した。</p> <p>② 既存庁舎等の効率的な使用の推進</p> <p>行政組織の見直し等によって生じる既存庁舎の過不足を解消するため、監査の結果などを活用し、省庁横断的な入替調整等を積極的に行い、既存庁舎等の効率的な使用を推進した。</p> <p>③ 未利用国有地等の有効活用の促進</p>

未利用国有地については、売却に加えて、新規の貸付（定期借地）や交換など、個々の土地の特性に応じ、最適な活用手段を選択し、国の財政に貢献した。また、管理処分に当たっては、公用・公共用優先の考え方を原則とし、地方公共団体等からの要望を優先するなど、地方公共団体との連携を通じ、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図った。

売却困難財産及び売れ残り財産については、税外収入の確保に加え管理コストを削減する観点から、一時貸付の活用を推進した。

④ 東日本大震災への対応

震災における被災地の応急措置に対応するため、地方公共団体の要請に応じて未利用国有地を応急仮設住宅用地や被害を受けた中小企業を支援するための仮設店舗・事業所用地として、引き続き無償貸付により提供した。

また、震災における被災地に所在する物納財産などの貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応した。

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により売却可能となった日本たばこ産業株式会社（以下、「JT」という。）株式3億3,333万3,200株については、株式市況等を見極めた結果、平成25年2月から3月にかけて、JTの自己株式取得への売付けにより8,007万1,400株、売出しにより2億5,326万1,800株を売却した。この結果、ネット売却収入は約9,734億円となった。

⑤ 貸付中及び旧里道・旧水路等の財産の処理促進

物納財産などの貸付中の財産については、管理事務軽減及び税外収入確保の観点から、機会を捉えて積極的に買受勧奨を行うことにより、売却促進に努めた。

旧里道・旧水路及び国有畦畔・^{けいはん}脱落地等についての調査依頼、並びに境界確認に関する申請及び時効取得確認申請などに対しては、関係機関への照会調査や現地確認調査などを的確に行い、適正な事務処理を行った。その結果、誤信使用財産であることが確認された場合には、使用者等の申請により売却等を行った。

また、誤信使用財産については、一層の適正な管理処分のため、計画的かつ効率的に処理をすべく、態様別に分類し、優先順位をつけた計画を策定するとともに、着実に実施した。

（注）自己が正当に使用することができる財産であるとの誤信により使用が開始された等の経緯を有する財産を誤信使用財産といい、例えば、住宅の建替えに伴い、所有地内に機能を喪失した旧里道・旧水路等が確認される場合が挙げられる。

⑥ 国有財産に関する的確な現状把握と情報提供の拡充

国有財産に関する情報内容の充実、利便性の向上を図るため、地方公共団体の保有する土地の売却情報及び各省財産の売却情報へのリンク化並びに、財務省ホームページ上への国有財産に関するアイデア募集コンテンツ掲載・募集に引き続き取り組んだ。行政財産の一件別情報への地図情報の追加、個別国有地に関するアイデア募集コンテンツ掲載・募集については、必要なシステム改修を行ったものの、国有財産情報公開システムの不具合により、運用を見合わせた。

また、「国有財産レポート」を作成・公表し、国有財産に関する情報

		<p>公開に努めた。</p> <p>平成25年度予算概算要求額：9,938,585千円</p> <p>【財務（支）局】</p> <p>機構要求：国有財産の売却に向けた体制強化のため、上席国有財産管理官等を要求した。（注）下記No. 17と共通で要求。</p> <p>定員要求：国有財産の売却に向けた体制強化のため、定員35名を要求した。（注）下記No. 17と共通で要求。</p>
17	庁舎及び宿舎の最適化の推進	<p>【引き続き推進】</p> <p>① 庁舎</p> <p>庁舎については、現下の厳しい経済・財政事情を踏まえ、長寿命化によるコスト低減効果を総合的に勘案しつつ、省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な使用を推進した。</p> <p>また、既存の特定国有財産整備計画については、出先機関改革の動向等を踏まえ、整備の必要性・規模等の適否を改めて審査し、計画の見直しに向けて検討を進めた。</p> <p>② 宿舎</p> <p>宿舎については、平成23年12月1日に「国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会」において取りまとめられた「国家公務員宿舎の削減計画」を踏まえて、平成24年11月に『「国家公務員宿舎の削減計画」に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて』を取りまとめた。</p> <p>また、廃止が決定された宿舎については、順次、入居者の退去、宿舎の廃止、宿舎跡地処分等の手続を進めた。</p> <p>平成25年度財政投融资特別会計（特定国有財産整備勘定）予算概算要求額：37,801,631千円</p> <p>平成25年度一般会計予算概算要求額：12,078,364千円</p> <p>【財務（支）局】</p> <p>機構要求：国有財産の売却に向けた体制強化のため、上席国有財産管理官等を要求した。（注）上記No. 16と共通で要求。</p> <p>定員要求：国有財産の売却に向けた体制強化のため、定員35名を要求した。（注）上記No. 16と共通で要求。</p>
18	国庫金の正確で効率的な管理	<p>【引き続き推進】</p> <p>① 確実な資金繰りを確保しつつ、国庫に一時的に留まる現金を可能な限り抑制するため、国庫金の受入日と支払日を合わせる調整について、各府省等の支払いの個別事情にも対応した取組を行った。</p> <p>② 国庫の状況に関するホームページの充実に向けた取組として、「国庫制度の概要」等に用語の解説を追加することにより、公表資料の利便性の向上を図った。</p> <p>③ 国庫原簿と歳入歳出主計簿との突合により日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を行った。</p> <p>平成24年度予算概算要求額：58,453千円</p>

19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	<p>【引き続き推進】</p> <p>引き続き、通貨に対する信頼を維持することを目的として、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用を行った。</p> <p>特に通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼす恐れがあることから、その防止については、引き続き、重点的に進める施策として位置付け、以下のような取組を行った。</p> <p>① 偽造・変造を防止する環境を整備するため、最近の通貨偽造の状況を踏まえ、国庫企画官を中心に、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人造幣局、日本銀行、警察当局及び税関当局等とも連絡を密にするとともに、海外の通貨当局との連携を図った。</p> <p>② 偽造防止技術の向上のため、平成20年度から継続して発行している地方自治法施行60周年記念五百円貨幣については、視認性が高く、大量生産が困難な「異形斜めギザ」に加え、偽造抵抗力が高いとされる「バイカラー・クラッド（二色三層構造）」を引き続き採用するとともに、国際的な取組も含め、偽造抵抗力の向上に独立行政法人国立印刷局及び独立行政法人造幣局と連携して取り組んだ。</p> <p>平成25年度予算概算要求額：15,154,892千円</p>
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	<p>【引き続き推進】</p> <p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携をとりつつ、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督等、金融破綻処理制度の適切な整備・運用や迅速かつ的確な金融危機管理に努めた。</p> <p>平成25年度予算概算要求額：11,779千円</p>
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	<p>【引き続き推進】</p> <p>① 関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断した。</p> <p>また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行った。</p> <p>② 不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行った。</p> <p>平成25年度予算概算要求額：757,849千円</p>

22	<p>多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p>① 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進</p> <p>イ WTOにおける取組</p> <p>多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国の関心や懸念にも配慮しつつ、WTOドーハ・ラウンド交渉においては、WTO第8回閣僚会議の合意に基づき、先行合意等のこれまでと異なる交渉アプローチを探求しながら、積極的に取り組んでおり、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進した。</p> <p>ロ EPAにおける取組</p> <p>「包括的経済連携に関する基本方針」及び「日本再生の基本戦略」等に沿って、幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めた。</p> <p>アジア太平洋地域においては、日豪のEPA交渉を推進した。日カナダ、日モンゴル、日コロンビアのEPA交渉を開始し推進した。</p> <p>さらに、日中韓FTA及びRCEP（東アジア地域包括的経済連携）については、平成24年11月に交渉開始が宣言された。また、アジア太平洋地域以外では、EU等とのEPA交渉開始に合意した。</p> <p>環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、交渉参加に向けた関係国との協議を行ってきているところであり、平成25年3月には我が国の交渉参加が表明された。</p> <p>② 税関分野における貿易円滑化の推進</p> <p>イ 「アジア・カーゴ・ハイウェイ」構想に関する取組</p> <p>我が国経済の成長力を強化していく観点から、ASEAN諸国等に重点を置いて、相手国における貿易ビジネス環境の改善に積極的に関与した。</p> <p>また、「アジア・カーゴ・ハイウェイ」構想を中心に、今後とも、具体的な成果を追求するとともに、成果について事後的に検証を行った。</p> <p>ロ 地域協力の枠組みにおける取組</p> <p>APECやASEM等の枠組みについても、貿易円滑化に関する上述の我が国の構想などを推進する観点から積極的に活用した。</p> <p>日中韓の3か国間の地域協力の枠組みにおいては、貿易の安全確保と円滑化という各国共通の目標に向け、「日中韓3か国税関の協力に係る改訂行動計画」を着実に実施するよう取り組んだ。</p> <p>ハ WCO（世界税関機構）等国際機関等における取組</p> <p>WCOにおいては、税関手続の国際的調和・簡素化を通じた貿易円滑化や国際貿易の安全確保の取組に積極的に貢献していくとともに、国際標準に関する議論に参加することにより、引き続き我が国企業の国際競争力の強化及び我が国経済の成長力強化を図った。更に、WCOにおいて進められている不正薬物、知的財産侵害物品等の水際取締に係る国際協力の推進にも積極的に関与し、我が国社会の安全・安心の確保にも貢献した。</p> <p>WTOドーハ・ラウンド交渉においては、税関手続を含む貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、貿易円滑化交渉を積極的に推進した。</p> <p>ニ EPAにおける税関協力等に関する取組</p> <p>貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等に関する規定が盛り込まれるよう取り組んだ。</p>
----	---	---

		<p>ホ 税関当局間の情報交換等に関する取組</p> <p>不正薬物等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換を行うために相互に支援すること、また、貿易円滑化の取組を含む税関当局間の協力関係を強化することを定めた政府間協定・税関当局間取決（税関相互支援協定）を締結した。</p> <p>平成25年度予算概算要求額：61,986千円 定員要求：公平・適正な課税等の確保のため、定員6名を要求した。</p>
23	<p>関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p>① 関税等の適正な賦課及び徴収</p> <p>イ 通関審査・検査及び輸入事後調査の的確な実施</p> <p>通関時において的確に審査・検査を実施できるよう、引き続き研修等を通じて通関部門職員の関係法令や貨物等に対する知識向上に努めた。また、輸入事後調査においても、引き続き調査水準の維持・向上に努めた。</p> <p>ロ 通関業者に対する指導・監督</p> <p>適正かつ迅速な通関を確保するために、誤った申告等に対する適時適切な指導をはじめ、立入調査による法令遵守体制の検証・助言など、通関業者に対する、指導・監督の充実に努めた。</p> <p>ハ 事前教示制度</p> <p>文書及び口頭による照会に対する事前教示制度については、税関窓口等においてメリット等を丁寧に周知するほか、その対応に際しては全国レベルでの事例の分析や進捗管理を実施するとともに、照会に対し迅速な回答が確保されるよう、業務運営に取り組んだ。</p> <p>ニ 保税制度の適切な運用</p> <p>保税地域の許可等の際に申請者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査を行うとともに、被許可者に対しても、保税地域の立入検査を実施すること等により保税制度の適切な運用に努めた。</p> <p>② 社会悪物品等の密輸阻止</p> <p>イ 取締体制の整備</p> <p>水際における取締りに当たっては、取締対象を絞り込んでハイリスク貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であることから、より充実した貨物、旅客等のリスク評価を行った。また、テロ関連物品や有害廃棄物の不正輸出を阻止するため、輸出事後調査についても積極的に実施した。このほか、取締・検査機器の拡充・高度化を図り、効率的な活用を努めた。さらに、大学・研究機関等と共同で、先端技術を活用した検査機器の導入に向けた取組を行った。</p> <p>また、知的財産侵害物品の水際取締りにについても、「知的財産推進計画」に基づく取組も含め、制度改正や体制強化を行うなどより一層強化した。</p> <p>ロ 関係機関との連携と情報の収集等</p> <p>社会悪物品等の密輸を水際で阻止するため、警察、海上保安庁等の国内関係機関及び外国税関・WCO等の外国関係機関との連携の強化を図るとともに情報交換を積極的に進め、さらに民間からの情報提供の促進にも努めた。</p> <p>③ 税関手続における利用者の利便性の向上</p>

		<p>イ 国際物流の安全確保と円滑化の両立</p> <p>ＡＥＯ制度の対象事業者、関係業界団体等に対して税関ホームページや説明会等を通じてそのPRに努めるとともに、制度の利用者利便について意見を聴取し、制度の改善に努め、利用の拡大を図った。また、ＡＥＯ事業者の承認等の業務に関し税関内で経験の一層の共有を図り、的確な運用にも努めた。更に、ＡＥＯ制度の相互承認協議等を推進するとともに、将来の相互承認署名・実施を目指して、アジア諸国等におけるＡＥＯ制度に関する技術支援を実施した。</p> <p>ロ 利用者満足度の向上</p> <p>輸出入者及び通関業者の方々の利用者満足度が向上するよう、引き続き、職員の資質の向上や法令・商品知識などの向上を図るための研修を充実するとともに、文書による事前教示制度のより一層の利用促進、全国レベルでの事例分析やデータベースの活用に努めた。</p> <p>④ 税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上</p> <p>関係省庁システムのNACCSへの統合については、平成25年10月の統合に向け、引続き関係省庁間の協議を実施した。</p> <p>また、NACCS型システムの海外展開については、ベトナムへのシステム導入に向けた協力を引続き実施する他、他国へのシステム導入の可能性についても検討を実施した。</p> <p>⑤ 実効性ある税関行政実現のための情報提供</p> <p>イ 税関広報活動の一層の充実</p> <p>利用者の情報ニーズを踏まえつつ、ＡＥＯ制度等の輸出入通関制度や水際取締りの状況等の情報を税関ホームページ等において提供するとともに、講演会や説明会等に加えて、ソーシャルメディアも活用し、これらの情報を積極的に発信した。</p> <p>ロ 税関相談</p> <p>関税に関する法律の解釈・適用、申告・申請等の手続等について、的確かつ迅速に実施していくよう努めた。また、国民の皆様が相談しやすい窓口となるよう職員の接遇の改善に努めた。</p> <p>カスタムスアンサーについては、制度改正等を踏まえた内容の充実を図るとともに、利用者が使い易いページ構築の観点から従来の質問・回答設定の見直しを行った。</p> <hr/> <p>復興特別会計予算概算要求額：1,213,578千円 平成25年度予算概算要求額：28,408,408千円 機構要求：小口急送貨物の審査・検査体制強化のため、統括審査官等を要求した。 定員要求：新規航空需要に対応した体制整備等のため、定員201名を要求した。</p>
--	--	--

<p style="text-align: center;">24</p>	<p style="text-align: center;">外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p>① 外国為替市場の安定に向けた取組</p> <p>平成24年度においても、為替レートの過度の変動や無秩序な動きが、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えるとの認識の下、為替市場を中心とした日常的な国際金融市場のモニタリングや各国の通貨当局との意見交換、緊密な協力等、外国為替相場の安定に向けた取組を行った。</p> <p>また、為替介入を実施する際に機動的に対応するため、外貨準備について、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、可能な限り収益性を追求する運用を行った。</p> <p>なお、欧州の金融安定化が円を含む通貨の安定に資するとの観点から、欧州自身の金融安定化に向けた今後の更なる取組を踏まえつつ、欧州安定メカニズム（E S M）債を主要なユーロ建国債と並ぶ重要な投資対象と位置付け、外貨準備を活用してE S M債の一定部分を継続的に購入していくこととした。</p> <p>② 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画</p> <p>イ 国際金融システムの安定</p> <p>欧州の政府債務問題の解決に向けた取組を行うとともに、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を実現するため、各国と協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進めてきた。</p> <p>ロ IMF改革</p> <p>危機予防・対処の両面からIMFが引き続き重要な役割を果たせるよう、我が国は、資金基盤の強化やサーベイランス機能の強化についての議論に積極的に参画した。さらに、新しいNABの主要貢献国として、またIMFに対する600億ドルの資金貢献を他国に先駆けて表明すること等を通じ、我が国はIMFの資金基盤の拡充・確保を支援した。平成24年10月には東京でIMF・世銀総会が開催されるなど、IMFや関係機関等との協力を一層進めた。</p> <p>③ アジアにおける地域金融協力の強化</p> <p>イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける取組</p> <p>ASEAN+3財務大臣プロセスでは、平成24年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議（於：マニラ）において、規模の倍増や危機予防機能の導入等を柱とするチェンマイ・イニシアティブ（CMIM）の強化策に合意したことを受け、現行のCMIM契約及び実務ガイドラインの必要な改正を進めた。</p> <p>独立した地域経済のサーベイランスユニットであるASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）については、その組織能力強化策の検討や、ADB、IMF、世界銀行、その他の関係国際金融機関との更なる連携強化、また、AMROの国際機関化に向けた準備を進めた。</p> <p>また、アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）では、信用保証・投資ファシリティ（CGIF）における保証案件の組成や、ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）における、各国のプロ投資家向け社債市場をベースにした、域内での債券共通発行プログラムの策定等に取り組んだ。</p> <p>ロ その他の地域金融協力の枠組みにおける取組</p> <p>平成24年8月のAPEC財務大臣会合において、「協調的自主的な</p>
---------------------------------------	--	---

		<p>行動」と「開かれた地域協力」とのA P E Cの特色を踏まえつつ、金融リテラシーの向上や自然災害の影響に対応するための財政上・金融上の方策等、アジア・太平洋地域における地域経済・金融協力について議論を行った。</p> <p>ハ 二国間における情報交換・意見交換等</p> <p>国際的な金融危機による諸課題に対応し、アジア地域の経済回復を確かなものとするため、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行った。</p> <p>韓国及び中国との間では、財務対話を開催し、世界・地域経済、両国の経済、両国間の協力等の議題について意見交換を行った。</p> <p>平成23年12月に日中首脳間で合意された日中金融協力の強化については、平成24年6月、東京市場と上海市場で円と人民元の直接交換取引が開始された。</p> <p>また、インドとの間では、総額150億ドルの二国間日印通貨スワップ取極を平成24年12月に締結した。</p> <p>④ 資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等</p> <p>イ 国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等</p> <p>我が国は、国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止等の促進に向けた様々な作業に、積極的に参加・貢献した。</p> <p>ロ 我が国としての資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等</p> <p>各国・関連国際機関等との協力、外為法の実効性の確保、犯罪による収益の移転防止に関する法律の着実な施行、F A T F 勧告の実施に向けた更なる国内措置の検討、北朝鮮やイラン等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施してきた。</p> <hr/> <p>平成25年度外国為替資金特別会計予算概算要求額：1,313,124,803千円 機構・定員要求：外貨資産運用に関する体制強化のため、機構及び定員3名を要求した。</p>
--	--	---

<p>25</p> <p>開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p>① ODAの効率的・戦略的な活用</p> <p>平成24年度は、日本経済再生に向けた緊急経済対策等を踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助方針の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組んだ。</p> <p>② 有償資金協力</p> <p>円借款業務については、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、関係省と調整しつつ、相手国政府と協議の上、適切な円借款供与に取り組んだ。</p> <p>平成24年度については、アジアを中心とする開発途上国の経済・社会開発に寄与し、我が国との経済交流を促進すること等を目指して、円借款供与を実施した。その際、日本経済再生に向けた緊急経済対策等の趣旨を踏まえ、我が国の優れた技術の活用が図られるよう工夫した。JICAの海外投融資については、「パイロットアプローチ」の下、具体的な案件審査と制度設計等に取り組んできたことを踏まえ、平成24年10月に本格再開を決定した。</p> <p>③ 国際協力銀行業務</p> <p>国際協力銀行（JBIC）業務については、平成24年4月に新JBICが発足し、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進等への対処に努めた。</p> <p>特に、平成23年8月に1年間の時限措置として導入された、外為特会の外貨資金を融資財源として活用する「円高対応緊急ファシリティ」について、円高のメリットを最大限活用して、日本企業による海外企業の買収や資源・エネルギーの確保等により国富を増大させるべきとの観点から、平成24年度末まで延長し、積極的に推進した。また、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月閣議決定）を踏まえ、JBICの出資機能をより一層活用し、日本企業の海外展開を支援することを目的とした「海外展開支援出資ファシリティ」を財政投融资特別会計（投資勘定）からの出資金を受けて創設した。</p> <p>④ 国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援</p> <p>我が国は、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画してきた。例えば、平成24年10月に東京で開催されたIMF・世銀総会に際しては、世銀と共に「防災と開発に関する仙台会合」を共催したほか、合同開発委員会のコミュニケにおいて、事前の災害リスク管理は事後対応と比してコストが小さいとした上で、災害リスク管理と気候変動への適応は連携すべき取組であり、各国における世銀の業務に組み入れること等を求めるコミュニケが採択された。併せて、仙台会合においては、途上国の開発のあらゆる側面において、防災の観点を取り込むことを求める「仙台ステートメント」を日本国財務大臣と世銀総裁とで共同で発出した。また、世銀やADBと密接に連携して、国際的に協調した形で、ミャンマーの延滞債務問題の解決が図られるよう国際社会の議論を主導した。またパンフレットの作成等を通じ、MDBsを通じた開発援助について、広く一般に紹介するように努めた。</p> <p>⑤ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組支援</p> <p>我が国は、気候変動等の地球環境問題が開発途上国に与える問題の</p>
--	--

		<p>重要性を認識し、引き続き必要な援助を提供することにより開発途上国における地球環境の保全・改善を支援する観点から、気候変動については、資金に関する国連の気候変動交渉を踏まえながら、二国間・多国間の支援を引き続き実施した。具体的には、我が国が主要な拠出国となっているG E F及びC I Fの運営や、気候変動枠組条約第17回締約国会議（C O P 17）で基本設計文書に合意した緑の気候基金（G C F）について、理事会への参加により詳細設計に係る議論に積極的に参画した。その他、島嶼国の気候変動対策支援等にも取り組んだ。</p> <p>⑥ 債務救済への取組</p> <p>対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続性の確保が困難な状況に直面した途上国に対しては、パリクラブの一員として、途上国の支払能力や今後の債務持続性の見通しなどを踏まえた適切な債務救済を行うべく、合意形成に向けた議論に積極的に参加した。</p> <p>H I P C sについては、拡大H I P Cイニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、構造改革を実施したH I P C sに対する債務問題の解決を図るとともに、貧困削減への取組を支援した。</p> <p>債務国の債務持続性枠組みについては、世界銀行・I M F等の議論に積極的に参加した。</p> <p>⑦ 知的支援</p> <p>研修・セミナー、専門家派遣の実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者や在外公館の財政経済担当者との意見交換を十分に行うとともに、事後に実施するアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努めた。また、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等も行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウの提供に努め、政策立案・実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んだ。</p> <p>さらに、効果的な技術援助の実現のために、引き続き、我が国の財政・経済分野の技術援助関係者間の緊密な連携を行うとともに、I M F、世銀、A D Bの現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めた。</p> <p>開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国からの支援要望分野と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化をバランスよく実施できるような技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組んだ。また、途上国税関における改革・近代化及び知的財産侵害物品の取締りの能力構築を支援するため、W C Oを通じた途上国税関の能力向上に向けた知的支援を一層推進した。</p>
26	アジア経済戦略の推進（新成長戦略）	<p>平成25年度予算概算要求額：86,265,441千円</p> <p>【引き続き推進】</p> <p>① 我が国システムの海外展開の促進</p> <p>日本企業の海外でのビジネス展開に対しては、これまでも円借款や国際協力銀行業務等を通じて支援を行ってきたところであり、S T E P（本邦技術活用条件）案件の推進を含め、円借款の一層の積極的な活用やJ B I Cの投資金融などの枠組みを活用したファイナンス面からの支援に努めた。</p>

		<p>平成24年4月、J B I Cが日本政策金融公庫から分離して新たな組織となったことを受け、我が国企業による海外事業展開がより積極的に行われるよう財務省としても支援した。</p> <p>② アジア債券市場の構築支援（アジア債券市場育成イニシアティブ）とアジアにおける地域金融協力の推進</p> <p>アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）の下、信用保証・投資ファシリティ（CGIF）における保証案件の組成や、ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）における、各国のプロ投資家向け社債市場をベースにした、域内での債券共通発行プログラムの策定等に取り組んだ。また、アジア全体の成長の基盤を構築すべく、チェンマイ・イニシアティブ等の地域金融協力の推進にも積極的に取り組んだ。</p>
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	<p>【引き続き推進】</p> <p>① 政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であり、今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行った。</p> <p>② 主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めた。</p> <p>平成25年度予算概算要求・要望額：83,336,339千円</p>
28	地震再保険事業の健全な運営	<p>【引き続き推進】</p> <p>① 東日本大震災を受けての地震保険制度に関する検討</p> <p>東日本大震災の発生等を踏まえ、平成24年4月、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム（以下「PT」）」を設置し、地震保険制度をより良いものとするため、制度の見直しを含めた検討を行い、平成24年11月には報告書が取りまとめられた。</p> <p>このPTの報告書を踏まえ、平成25年度予算（案）において、巨大地震の連続発生に備えるための官民保険責任額の改訂を行った。</p> <p>② 損害保険業界と連携した広報活動の充実強化等の検討</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災を受け、地震保険制度に対する国民の関心が高まっていることを踏まえ、引き続き広く国民の目に留まるような積極的な広報活動に努めた。</p> <p>PT報告書において、住宅ローンを抱える被災者の負担を緩和する一助とするため、金融機関、損害保険会社及び宅建業者が連携して、住宅ローン債務者に対して地震保険への加入を促すべき、及び被災したマンション等の再建を資金面から支えるため、損害保険会社とマンション管理業者が連携して、マンション管理組合に対して地震保険の加入を促すべき、との提言を受け、平成24年12月、金融庁、国土交通省に対して所管する業界団体等への周知を依頼し、地震保険普及への協力を要請した。</p> <p>更に、損保協会においても全国銀行協会、全日本不動産協会等の関</p>

		<p>係団体に対して説明会を開催するなど、地震保険の加入促進を行った。</p> <p>③ 東日本大震災を踏まえた再保険事業の健全な運営の確保を図るための検査の実施</p> <p>平成24年度においては、損害保険会社5社に対し、保険金支払業務に重点を置いた地震保険検査を実施し、政府の再保険事業の健全な運営の確保を図った。</p>
		平成25年度地震再保険特別会計予算概算要求額：103,595,070千円
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	<p>【引き続き推進】</p> <p>① 社会保障改革の推進への対応</p> <p>社会保障改革の議論を行っていく過程で、国家公務員共済組合制度を所管する立場から、関係各省とも連携を図りつつ、検討を進めた。</p> <p>② 諸外国との社会保障協定への対応</p> <p>新たな社会保障協定の締結に向け、関係各省とも連携を図りつつ、検討を進めた。</p> <p>③ 国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保</p> <p>国家公務員共済年金の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めた。</p>
		平成25年度予算概算要求額：70,816,694千円
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	<p>【引き続き推進】</p> <p>経費の予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めた。</p>
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	<p>【引き続き推進】</p> <p>① たばこ事業の適切な運営の確保</p> <p>たばこ規制枠組み条約の内容を踏まえた国内措置を実施するとともに、対面販売時における年齢確認の徹底を要請するなど、未成年者喫煙防止に対する取組を推進した。</p> <p>また、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づき、各財務（支）局等及び各税関と連携し、円滑な運営を図るとともに、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を引き続き行っていくこととした。</p> <p>② 塩事業の適切な運営の確保</p> <p>塩事業については、塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表、生活用塩の供給業務等を行う塩事業センターに対する業務規程・事業計画及び収支予算の認可、各財務（支）局等及び各税関が行っている塩事業者の登録・届出に関する事務の調整等を通じ、塩事業の適切な運営が確保されるように努めた。</p>

表12-4-(2) 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	<p>【引き続き推進】</p> <p>評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた。</p>